明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　　外）
独立行政法人国立印刷局

追加資料1

目　次

〔省　令〕

○厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一九）　二
○船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部を改正する省令（国土交通八四）　三
○建設業法施行規則等の一部を改正する省令（同八五）

〔規　則〕

○人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則（人事院八―一八―二五）　一六
○人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則（同一〇―四―二三）

〔告　示〕

○消防力の整備指針の一部を改正する件（消防庁二八）　一六
○消防水利の基準の一部を改正する件（同二九）　一八
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（財務三三三）　一八
○回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する件（経済産業二一七）　二一
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく交流電動機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等を定めた件（同二一八）
○特例港湾運営会社として指定した株式会社の本店所在地変更の届出があった件（国土交通一〇五二）　二四
○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示（同一〇五三）
○建設業法施行規則第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第四百八十二号の一部を改正する件（同一〇五四）　二五
○建設業法第二十七条の二十三第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第八十五号の一部を改正する件（同一〇五五）
○軽自動車検査協会事務所の所在地の変更及び検査業務を開始する日についての届出があった件（同一〇五六）
○道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示（同一〇五七）　二六
○道路に関する件（東北地方整備局一四九）
○道路に関する件（関東地方整備局三七〇、三七一）
○道路に関する件（北陸地方整備局九一、九二）　二六
○道路に関する件（中部地方整備局一六八）
○浄化槽の型式の認定を更新した件（近畿地方整備局一八六～一九二）
○道路に関する件（中国地方整備局一八〇）　二八

〔官庁報告〕

官庁事項

人事院規則八―一八（採用試験）第六条第二項第二号、第二十一条第一項及び第二十五条の規定に基づき、英語試験の内容、受験及び施行に関し、決定した件（人事院公示二三）　二八
人事院規則八―一八（採用試験）第六条第二項第一号及び第三号の規定に基づき、平成二十三年人事院公示第十六号の一部改正に関し、決定した件（同二四）　二九
関東地方整備局公示（関東地方整備局）

国家試験

平成二十六年不動産鑑定士試験合格者（国土交通省土地鑑定委員会）　二九

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（平成二十六年度平成二十六年八月分）（財務省）　二九

〔公　告〕

諸事項

官庁
基本測量関係　三一
裁判所
破産、免責、再生関係　三一
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、平成二十五事業年度決算等（独立行政法人国際交流基金・独立行政法人農業者年金基金）、平成二十五年度・事業年度財務諸表（独立行政法人酒類総合研究所・独立行政法人宇宙航空研究開発機構・年金積立金管理運用独立行政法人・独立行政法人家畜改良センター・独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構・日本司法支援センター）、東日本高速道路株式会社工事開始・料金の額及び徴収期間の変更、中日本高速道路株式会社工事区間変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、厚生年金基金解散・清算人就任、日本弁護士連合会懲戒の処分・会計規則中一部改正関係　四五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　一七三
会社その他　一八二
会社決算公告　一八四

○国土交通省告示第千五十三号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条の二第一項及び第二項において準用する同法第三条第三項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中

三　関東運輸局長	「特別区・武三交通圏」、「北多摩交通圏」、「南多摩交通圏」、「西多摩交通圏」、「京浜交通圏」、「県央交通圏」、「湘南交通圏」、「小田原交通圏」、「千葉交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「北総交通圏」、「南房交通圏」、「市原交通圏」、「県南中央交通圏」、「南部交通圏」、「西部交通圏」、「県南西部交通圏」、「東毛交通圏」、「中・西毛交通圏」、「県北交通圏」、「水戸県央交通圏」（茨城県）、「県南交通圏」、「宇都宮交通圏」、「県西交通圏」、「塩那交通圏」（栃木県）及び「甲府交通圏」	平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで

を

三　関東運輸局長	「特別区・武三交通圏」、「北多摩交通圏」、「南多摩交通圏」、「西多摩交通圏」、「京浜交通圏」、「県央交通圏」、「湘南交通圏」、「小田原交通圏」、「千葉交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「北総交通圏」、「南房交通圏」、「市原交通圏」、「県南中央交通圏」、「南部交通圏」、「西部交通圏」、「県南西部交通圏」、「東毛交通圏」、「中・西毛交通圏」、「県北交通圏」、「水戸県央交通圏」（茨城県）、「県南交通圏」、「宇都宮交通圏」、「県西交通圏」、「塩那交通圏」（栃木県）及び「甲府交通圏」	平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで
	「鹿行交通圏」	平成二十六年十月三十一日から平成二十九年九月三十日まで

に改め、同表五の項中「、「東三河南部交通圏」」を削り、同表六の項中「、「泉州交通圏」」を削り、同表九の項中「、「鹿屋交通圏」」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。